明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○熱供給事業の登録の申請等に関する省令（経済産業一三）　一
〔告　示〕
○平成二十八年度技能検定実施計画を定める件（厚生労働四五）　五
○保安林の指定をする件　（農林水産五八六～五九三）　三
○保安林の指定を解除する件　（同五九四～五九八）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件　（同五九九～六〇九）　四
○農薬を登録した件　（同六一〇～六一三）　六
○農薬を再登録した件（同六一四）　七
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇一五（平成二十七）年十～十二月期）（内閣府）　二〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三四
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、日本弁護士連合会裁決関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人関係　三七
会社その他
会社決算公告　三六

省令

○経済産業省令第十三号

熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第四条第一項及び第二項、第十四条第一項から第三項まで並びに第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、熱供給事業の登録の申請等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二日

経済産業大臣　林　幹雄

熱供給事業の登録の申請等に関する省令

（用語の意義）

第一条　この省令において使用する用語は、熱供給事業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（熱供給事業の登録申請）

第二条　法第四条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

2　法第四条第一項第七号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　その行う熱供給事業以外の事業の概要

3　法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　様式第二の事業計画書

二　法第六条第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

三　様式第三の熱供給事業遂行体制説明書

四　様式第四の苦情等処理体制説明書

五　熱供給事業を営む地域を明示した国土交通省国土地理院の発行に係る縮尺五万分の一の地形図並びに当該地域内の主要な街路及び建物を記載した図面

六　ボイラー、冷凍設備（ヒートポンプを含む。）、熱交換器（他の者から供給される温水、蒸気等を使用するものに限る。）、温水又は冷水の貯水槽、循環ポンプ及び主要な導管の配置の状況を記載した図面

七　熱供給事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第五の収支見積書

八　熱供給施設の設置の場所の自然条件及び社会環境に関する説明書

九　他の者から温水、冷水又は蒸気（以下「温水等」という。）の供給を受ける場合にあっては、当該他の者との契約書の写し

十　申請者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、所要資金の調達方法を記載した書類及び借入金の返済計画を記載した書類

十一　申請者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、主たる技術者の履歴書

十二　申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

十三　申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

十四　申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が熱供給事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し